

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱第4の4の(3)のエの規定に基づき理事長が別に定める負担金の納付期限について

令和4年3月28日付け3農畜機第6998号

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号。以下「要綱」という。)第4の4の(3)のエに規定する「前業務対象年間終了時に(4)のアによる返還(積立金管理者からの同アによる返還と同様の返還を含む。)の対象となった登録肉用牛」に係る負担金の納付期限は、令和4年8月10日とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。